選挙運動用ポスター作成契約書

　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、甲が指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買い受けるものとする。

　　　　品名

　　　　数量　　　　　　　　　　　　　　枚

　（納入期限）

第２条　乙は、令和　　年　　月　日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は　　　　　　円（１枚当たり単価　　　　円）とす

る。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払い）

第４条　この契約に基づく契約金額で八潮市議会議員及び八潮市長の選挙におけ

る選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第１３条に基づく公費負担限

度額以内の額については、選挙の期日後、乙は公職選挙法の規定に基づき八潮

市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなけれ

ばならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払う

ものとする。なお、八潮市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、

乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、

乙協議して定めるものとする。

　　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ

１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　㊞